

指導員だより 第 242 号

発行： 東京都 食品安全情報サイト 食品衛生の窓 www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin

編集：一般社団法人東京都食品衛生協会

東京都渋谷区神宮前 2-6-1
☎ 03-3404-0121 Ⓛ 150-0001

東食協ホームページ
www.toshoku.or.jp

印刷物規格表
第1類印刷番号(26) 63



巡回指導実施店ステッカー

自治指導員による巡回指導活動は、自主管理体制の確立に大きな成果を挙げています。今後もこれらの活動を通じて、更なる自主管理の向上に努めてまいります。

「食品衛生巡回指導実施店ステッカー」は、自治指導員による巡回指導が行われた際に配布いただいております。

また、近年外国人観光客が増加していることから、外国人が見て、利用するお店が食品の安全に取り組んでいることが分かるよう、昨年度から、ステッカーに「FOODSAFEETY」の文字を取り入れました。

このステッカーの貼付により、食品衛生の向上に努めている施設であるとのアピールにつながることから、二十八年度においても実施してまいります。

◎食品衛生自治指導員活動

◎食品衛生自治指導員活動

安全で安心な食の提供は、食品関係事業者に課せられた重要な責務です。そのため、食中毒の発生防止対策や衛生管理の手法「HACCP」の導入による食中毒発生防止対策の充実等、時代のニーズに応えた自主管理の確立が求められます。

今年度は、食品衛生自治指導員（以下「自治指導員」）による巡回指導はもとより、行政の指導・助言も頂きながら、本部に設置された委員会等において、実効的な活動の展開について協議し、総合的な自主管理の一層の拡充に努めてまいります。

ながる便潜血検査も併せて実施しています。

担当施設の巡回指導に併せ、自主管理の推進に必要な指導・助言・情報提供等を行うなど、充実した指導活動の展開をお願いしてまいります。

自治指導員活動の
重点項目

（1）「食品衛生責任者お知らせ版」の
本年度の重点事項は次の項目といた
します。
理の推進に必要な指導・助言・情報提
供等を行うなど、充実した指導活動の
展開をお願いしてまいります。

(1) 食品衛生責任者お知らせ版の配布

実施（2）検便（腸内病原微生物検査）の

(1) 自治指導員の養成

◎本会(総合事務所)及び地域食協実施事項

整理・整頓・清掃（3S）は、食品衛生法施行条例に定められた公衆衛生上の基準により、施設やその周辺を毎日清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障のないよう清潔に保つことと規定されています。これは食中毒予防や異物混入防止の観点からも重要な事項です。

また、整理・整頓・清掃を実践している施設は、消費者が施設を選択する際の大きな要因です。そのため、巡回指導の際の項目としてこれらの指導をお願いしてまいります。

（5）食品事故の賠償対策

食品安全事故をはじめ、製品の欠陥などで被害を受けた消費者を広く救済すると同時に、店の経営安定を図るために食品事故の賠償対策（総合食品賠償共済「あんしんフード君」）の周知及び加入促進をお願いしてまいります。

務として「製造、販売などの食品及びその原材料などの情報に関する記録の作成と保存に努めなければならない」と明記されており、衛生状態を日々記録することが重要事項となっています。今年度も平成二十八年四月から二十九年五月分までを記載できる力ナンバー式の点検表を配布してまいります。その際、自治指導員による施設巡回指導に併せて点検表の活用方法などを教示する機会を設け、未使用事業所に対する指導を実施します。

① 食品衛生街頭相談所・消費者懇談
② 消費者に対する食品衛生の普及啓発
の二つに街頭相談所を開設することに
(3) 衛生思想普及等に関する事業

食品等事業者には、消費者に対する衛生上必要な情報の提供が求められます。そのため、食品の保存方法や期限表示などを設定するうらの自

る「食品衛生実務講習会A」を受講されたものとみなされます。開催に当たっては、保健所等行政の支援協力のもと、講習内容の充実に努め、食品衛生責使者等の知識向上に役立てるよう開催してまいります。

また、地域食協においては、食品生幹事指導員会等において、自治指導活動についてその充実を図るべく検討してまいります。

平成28年度 教育事業等の進め方

(5) 自治指導員等に関わる各種会への開催

平成28年4月分

		定期的点検項目 検便・食品衛生講習会・水質検査・害虫駆除 (実施日= 月 日)						
		点検項目						
① 冷蔵庫 の温度	② 手指の 洗浄殺菌	③ 仕入時 の検品	④ 従事者 の健康	⑤ 表示の 確認	⑥	⑦	記載 者名	
1(金)先勝	℃ ℃							
2(土)友引	℃ ℃							
3(日)先負	℃ ℃							
4(月)仏滅	清明	℃ ℃						
5(火)大安		℃ ℃						
6(水)赤口		℃ ℃						
7(木)先負		℃ ℃						
8(金)仏滅		℃ ℃						
9(土)大安		℃ ℃						
10(日)赤口		℃ ℃						
11(月)先勝		℃ ℃						
12(火)友引		℃ ℃						
13(水)先負		℃ ℃						
14(木)仏滅		℃ ℃						
15(金)大安		℃ ℃						

各施設に配布される「自主管理点検表」。指導員の巡回時に活用のチェックが行われる。

業施設活用欄を設けてあります。
 ③消費者の方が、点検表を活用して衛生管理を実践していることが分かるように、表紙には「自主管理点検表を活用して、安全で安心できる食品の提供に努めます」と表記して、衛生管理に努める店舗であることを強調しています。
 ④各月のページ最下段には「食中毒菌等の主な原因食品、主な予防ポイント」を掲載しております。
 ここでは、その季節に合わせた中毒の予防ポイントを解説しています。

点検項目

⑤点検項目は、七項目を記載で

点検表の活用チェックと促進を

点検表は、点検項目が七項目記載できるようになっています。このうち、食品衛生の基本となる、①冷蔵庫の温度②手指の洗浄殺菌③仕入時の検品④従事者の健康⑤表示の確認の五項目については、すでに全ての月に記載してあります。

点検表の概要
点検表は、B4サイズを中心としたものになっていて、使用する際には開いて、壁などに掛け利用してください。主な点は次のとおりです。

①平成二十八年四月一日から平成二十九年五月三十一日までの十四ヶ月間点検できます。
 ②点検表としてだけでなく、予定表などとしても活用できるよう、六曜、祝日、二十四節気、また、施設で自由にお使いいただける営業施設活用欄を設けてあります。
 ③消費者の方が、点検表を活用して衛生管理を実践していることが分かるように、表紙には「自主管理点検表を活用して、安全で安心できる食品の提供に努めます」と表記して、衛生管理に努める店舗であることを強調しています。
 ④各月のページ最下段には「食中毒菌等の主な原因食品、主な予防ポイント」を掲載しております。
 ここでは、その季節に合わせた中毒の予防ポイントを解説しています。

自主管理の徹底が求められています

食品衛生法第三条に食品等事業者の責務が明記され、これに基づいて「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」が規定されています。
 食品関係施設において、安全な食品を消費者に提供することは社会に対する大きな責務です。この大きな責務を全うする第一歩が点検表を活用した衛生管理です。

食品衛生「自主管理点検表」を配布します

ときは、点検表の表紙裏面に、「あなたの施設に必要な点検項目として八項目（本年度から新たに「家族の健康」の項目を追加しました）」を掲載していますが、東協のホームページでも「点検項目一覧」を掲載しておりますので、そこから選んでも結構です。
 なお、点検表は三年間保存してください。

平成27年度版「巡回活動記録簿」の返却をお願いします

巡回活動記録簿								
屋号: 東食飯店 営業者氏名: 東食太郎								
お知らせ版配布巡回指導月日	6月 6月15日	9月 9月10日	12月 12月5日	3月 3月12日				
検便の実施	有・無	有・無	有・無	有・無				
整理・整頓・清掃	良・未	良・未	良・未	良・未				
点検表の記載状況	良・未	良・未	良・未	良・未				
下記の項目の内、特に優れている項目があれば○を記入して下さい。								
点検表確認項目	①冷蔵庫の温度	○ ○ ○	②手指の洗浄殺菌	○ ○ ○	③仕入時の検品	○ ○	④従事者の健康	○ ○
⑤表示の確認								
賠償保険:	加入	未加入	殺虫（実施 5月）・殺鼠（実施 5月）					
※良・未の記載は、良=できている 未=不十分 または未実施								
※賠償保険欄は加入・未加入のどちらかに○、殺虫・殺鼠欄は実施されている場合は実施月を記入します。								

お知らせ

平成二十七年度の巡回活動記録簿を、年度当初に自治指導員の皆様にお配りいたしましたが、年度が終了することから、平成二十八年度初めに開催され

食品は、人間が生活を営むためには欠かすことのできないものであります。だからこそ、食品等事業者は安全で安心できる食品を提供する責任が課せられています。皆さんにはこの点を御理解いただき、その責務を果たすためにも点検表の活用の周知と指導をお願いいたします。

おわりに

食品は、人間が生活を営むためには欠かすことのできないものであります。だからこそ、食品等事業者は安全で安心できる食品を提供する責任が課せられています。皆さんにはこの点を御理解いただき、その責務を果たすためにも点検表の活用の周知と指導をお願いいたします。

自治指導員の皆様には、平成二十八年度の自治指導員活動の重視項目の一つとして、担当施設での点検表の活用チェックと促進をお願いしています。担当施設に巡回指導を行った際には、活用状況の把握と活用されることは、巡回活動記録簿を配布いたしました。

自治指導員の皆様には、平成二十八年度につきましては、目標とした返却数に達しなかつたため、より一層の巡回指導活動の活性化を図るために当たり、巡回活動記録簿の返却をお願いいたします。また、前年度につきましては、自治指導員による巡回指導活動は、食中毒防止等食品衛生の確認においても、記載内容を確認の上、指導員部長（総合事務所）まで御返却ください。自治指導員による巡回指導活動は、食中毒防止等食品衛生の確保向上のため、大変重要であります。

東京都食中毒発生状況速報

①病原物質別発生件数

期間		1/1 ~ 2/29	
病原物質		件数	患者数
ウイルス	ノロウイルス	13	197
細菌	黄色ブドウ球菌	1	3
寄生虫	アニサキス	1	1
化学物質	ヒスタミン	2	12
合計		17	213

②原因施設別発生件数

期間		1/1 ~ 2/29	
件数・患者数		件数	患者数
飲食店	一般	13	120
営業	仕出し	1	27
集団給食(要許可)		1	54
集団給食(届出)		2	12
合計		17	213

平成28年2月29日現在